午後2時00分 開会

議長

ただいまの出席委員は12人中11名です。

定足数に達しておりますので第31回新城市農業委員会総会を開会します。

議長

日程第1の会議録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。 (異議なし)

異議ないものと認め指名いたします。

農業委員9番委員

農業委員10番委員にお願いします。

議長

それでは日程第2の議案の審議に入ります。

始めに第125号議案の農地法第3条の規定による許可申請について上程します。 事務局より説明をお願いします。

事務局

申請番号1番。

譲受人の経営規模拡大のため、また譲渡人は遠方在住で管理困難なため、売買により所有権 移転するものです。

農業従事者は、申請者と夫がおり、農作業歴は1年・1年で、年間予定従事日数は250日、96日であり、必要な農作業従事をしています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅に隣接しており、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は2,430㎡です。権利取得後は、野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号2番。

譲受人の経営規模拡大のため、また譲渡人は遠方在住で管理困難なため、無償譲渡により所有権移転するものです。

農業従事者は申請者・妻がおり、農作業歴は2人とも16年で、年間予定従事日数は350日・300日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は自宅から自動車で2分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は15,850㎡です。権利取得後は、小麦・大豆の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号3番。

譲受人の新規就農のため、また譲渡人は仕事等で管理困難のため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は申請者のみで、農作業歴は3年で、年間予定従事日数は200日であり、必要な 農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作 者の自宅に隣接しており、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は1,318㎡です。 権利取得後は、野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。以上のことか ら許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号4番。

譲受人の新規就農のため、また譲渡人は遠方在住で管理困難なため、売買により所有権移転 するものです。

農業従事者は、申請者と妻がおり、農作業歴は2人とも10年で、年間予定従事日数は150日、30日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅に隣接しており、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は806㎡です。権利取得後は、野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号5番6番は一緒に説明します。

譲受人の経営規模拡大のため、また譲渡人は高齢で管理困難なため、売買により所有権移転 するものです。

農業従事者は、申請者と妻・長男・長女がおり、それぞれ農作業歴は60年・30年・3年・10年で、年間予定従事日数は350日・350日・30日・300日であり、必要な農作業従事を予定して

います。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で12分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は15,161 ㎡です。権利取得後は、栗の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号7番。

地上権者が申請地の上部にて営農型の太陽光発電設備を設置するために、地上権の設定の更新をするために申請するものです。設定者は相手方要望のため貸しつけています。

地上権者は申請地の上部にて太陽光パネルを設置し、設定者はパネル下部に榊を作付けし、申請地を耕作しています。

周囲の営農条件につきましては、申請地の上部にパネルを設置しますが、日陰部分について も営農に問題はないと思われます。また、現地調査などの結果、周辺農地の集団化、効率化に 支障をきたすものではなく、権利の設定には問題ないと考えます。

申請番号8番。

譲受人の経営規模拡大のため、また譲渡人は高齢で管理困難なため、売買により所有権移転 するものです。

申請地は譲受人の購入予定の住宅から徒歩1分の距離にあり、通作に問題はありません。

農業従事者は、申請者と妻がおり、農作業歴は19年・12年あり、年間予定従事日数は320日、300日あり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。取得後の経営予定面積は15,706㎡です。権利取得後は、野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号9番。

譲受人の経営規模拡大のため、また譲渡人は相手方要望のため、売買により所有権移転するものです。

譲受人は、住所は市内ではありませんが、申請地近隣で、1,800㎡ほどの農地で、水稲、野菜等の耕作をしており、通作に問題はありません。

農業従事者は、申請者と母がおり、農作業歴は申請者が15年、母は自然薯部会員であり、年間予定従事日数は申請者が100日、母は50日あり、必要な農作業従事をしています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。取得後の経営予定面積は2,776㎡です。権利取得後は、野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。補足ですがこの申請は書類不備が多く、現在差し戻している状態です。また、現在所有の農地に宅地が建っており違反転用状態のため、書類が整い、また違反転用状態について適法にするための申請がされることを条件にさせていただきます。

申請番号10番。

譲受人は新規就農のため、また譲渡人は遠方在住で管理困難なため、売買により所有権移転するものです。

申請地は譲受人の購入予定の住宅から徒歩1分の距離にあり、通作に問題はありません。

農業従事者は、申請者と妻、子がおり、農作業歴はなし、年間予定従事日数は申請者が 150 日、90 日、90 日あり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。取得後の経営予定面積は 661 ㎡です。権利取得後は、野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号11番。

譲受人は新規就農のため、また譲渡人は高齢で管理困難なため、売買により所有権移転するものです。

申請地は譲受人の購入予定の住宅から徒歩1分の距離にあり、通作に問題はありません。

農業従事者は、申請者のみで、農作業歴はなく、年間予定従事日数は70日、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。取得後の経営予定面積は170㎡です。権利取得後は、茶の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

以上、申請番号1番から11番について、許可することを原案といたします。 第125号議案の説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。

議 長 担当地区委員は何か補足等ございませんか。

議長 補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。本議案の番号3番について16番推進委員は「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により議事参与の制限を受けますので、

議事参与の制限を受ける案件以外の番号について発言のある方は挙手をお願いします。

議長 ご発言もありません。採決を採りたいと思います。

議長 第125議案番号3番以外について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議長 賛成多数と認め第125号議案番号3番以外は原案のとおり決定いたします。 つづいて、番号3番になります。ここで16番推進委員は一時退席をお願いします。

(委員退室)

議長 番号3番について、質疑等ある方は挙手をお願いします。

議長 ご発言もありません。採決を採りたいと思います。 第125号議案番号3番について、賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議長 第125議案番号3番について、原案のとおり決定いたします。事務局は委員を入室させて ください。

(委員入室・着席)

議長 次に第126号議案の農地法第4条の規定による許可申請について上程します。 事務局より説明をお願いします。

事務局 第 126 号議案について説明させていただきます。議案書 6 ページをご覧ください。転用 2 件です。議案書 7 ページをご覧ください。

申請番号1番。申請者、申請地記載のとおり。

申請人は令和2年一時転用の許可を受け、水田の一部に営農型発電設備の支柱を設置しております。今後も引き続き水稲を栽培し、既設の発電設備を利用するために申請するものです。なお、許可期限を迎えた後での更新申請となるため、始末書が添付されております。農地区分は、農用地区域内農地です。一時的な利用に供するために行うもので利用目的を達成する上で必要があるものであり、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないものですので、農振農用地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、資金は自己資金でまかなう計画で、必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。

申請番号2番。

申請人は、耕作放棄地で荒れ放題の土地を原野に回復させましたが、高齢と後継者の目途がたたないことなどから、本転用申請に至るものです。

申請地については、農振農用地区域を除外する変更を令和4年9月に申出し、農地区分は、現地確認の結果、甲種、第1種、第3種に該当しない農地に該当し、2種農地と判断しました。 周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、山林としての転用計画は、1筆の土地に落葉樹等を

80本程度の植栽を予定しており、近隣には民家及び耕作地もなく、排水方法、日照等についても問題はなく、周辺農地等営農の支障はないと思われます。

以上、第126号議案2件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。 説明は以上です。

議長事務局の説明が終わりました。

担当地区委員は何か補足等ございませんか。

議 長 | 補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 ご発言もありません。採決を採りたいと思います。

議長 第126議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議長 賛成多数と認め第126号議案は原案のとおり決定いたします。

次に第127号議案の農地法第5条の規定による許可申請について上程します。

事務局より説明をお願いします。

事務局 第 127 号議案について説明させていただきます。議案書 8 ページをご覧ください。

所有権移転5件です。議案書9ページをご覧ください。

同一地内における関連した案件ですので、一括で説明させていただきます。

申請番号1番と2番。申請者、申請地記載のとおり。

譲受人は広島県にて、太陽光発電事業を営んでおります。採算性がとれる自社発電施設用地の適地を探していたところ、土地の管理困難となっていたそれぞれの地権者と売買の合意に至り、申請地に発電施設を設置するものです。本件の農地区分は、表の第2種農地の②に該当します。本件が、農地以外の土地や第3種農地を確保できなかったことから、第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。

申請番号3番。申請者、申請地記載のとおり。

譲受人は東京都にて、太陽光発電事業を営んでおります。採算性がとれる自社発電施設用地の適地を探していたところ、土地の管理困難となっていた地権者と売買の合意に至り、申請地に発電施設を設置するものです。農地区分は表の第2種農地の③に該当します。

本件が、農地以外の土地や第3種農地を確保できなかったことから、第2種農地の許可基準 を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額借入金でまかなう計画で、必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。

申請番号4番。申請者、申請地記載のとおり。

借人は、豊橋市にて不動産事業・太陽光発電事業を営んでおり、令和2年1月より転用許可を得て当該地にて、営農型発電事業を行っております。引き続き既設設備を利用するため、申請するものです。今般、転用許可期限を迎えた後の更新申請となるため、始末書が添付されております。農地区分は農用地区域内農地です。

本件は、一時的な利用かつ農振農用地整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないものでありますので、農用地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます

申請番号5番。申請者、申請地記載のとおり。

譲受人は東京都に本社をおき、小売電気事業を営んでおります。クリーンエネルギーの需要増加に伴い、自社の太陽光発電所建設に向け、採算性のとれる事業用適地を探していたところ、地権者との売買の合意にいたり、申請地を太陽光発電施設とするものです。農地区分は表の上記いずれにも該当しない農地であるので、第2種農地に該当します。本件が、農地以外の土地や第3種農地を確保できなかったことから、第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、すべて全額自己資金でまかなう計画で、必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。

以上、第127号議案5件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。

議長事務局の説明が終わりました。

担当地区委員は何か補足等ございませんか。

議 長 ご発言もありません。採決を採りたいと思います。

議長 第127号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)

議長 賛成多数と認め、第127号議案は原案のとおり決定いたします。

次に第128号議案の農地法第5条の事業計画変更承認願について上程します。事務局より 説明をお願いします。

事務局 第128号議案について説明させていただきます。議案書11ページをご覧ください。転用1件です。議案書12ページをご覧ください。

申請番号1番。申請者、申請地記載のとおり。

申請者は平成30年に一時転用許可を受け、工事用の駐車場として利用しておりました。工期延長に伴い、当該地を引き続き利用するために、許可期限の延長申請をするものです。

農地区分は表のいずれにも該当しない農地ですので、第2種農地に該当します。 従前の申請と変わらない事業計画であるため、問題ないかと思われます。

議長事務局の説明が終わりました。

担当地区委員は何か補足等ございませんか。

議 長 補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 ご発言もありません。採決を採りたいと思います。

議長 第128号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)

議長 賛成多数と認め、第128号議案は原案のとおり決定いたします。

次に、第129号議案農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用集積計画案 について上程します。

事務局より説明をお願いします。

事務局 とれでは第129号議案について説明させていただきます。

農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積計画案です。

賃借権設定7件 、使用貸借権設定10件 合計17件であり、そのうち9件が新規設定です。

(議案書のとおり説明)

以上、番号1番から17番までにつきましては利用集積計画の要件である農用地利用計画の 内容が市の基本計画に適合しており、利用権の設定を受けた後に備える要件を満たしていると 考えられますので、第129号議案につきましては適当であるを原案とさせていただきます。 以上で説明を終わります。

議長事務局の説明が終わりました。

担当地区委員は何か補足等ございませんか。

議長 補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。本議案の番号12番について12番 委員は「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により議事参与の制限を受けますので、 議事参与の制限を受ける案件以外の番号について発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 ご発言もありません。採決を採りたいと思います。

第129議案番号12番以外について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議長 賛成多数と認め第129号議案番号12番以外は原案のとおり決定いたします。 つづいて、番号12番になります。ここで12番委員は一時退席をお願いします。

(委員退室)

議長 番号12番について、質疑等ある方は挙手をお願いします。

議長 ご発言もありません。採決を採りたいと思います。 第129号議案番号12番について、賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議 長 第129議案番号12番について、原案のとおり決定いたします。事務局は委員を入室させてください。

(委員入室・着席)

議長 次に、第130号議案新たな土地改良事業の施行に係る事業参加申出に対する意見の決定に について上程します。

事務局より説明をお願いします。

事務局 第130号議案 「新たな土地改良事業の施行に係る事業参加」についてです。

事業計画について、別紙「130号議案資料」をご覧ください。

地権者43名より、作手菅沼地区で土地改良事業参加するために、土地改良法3条第1項第2号に基づく申出がありました。

当該管内にて使用貸借、賃貸借が結ばれた農地について、地権者からの申出に対して、農業委員会が許可相当であると判断した場合は、土地改良事業に参加できるというものです。

右側の表、旧資格者が現在の耕作者、左側の表、新資格者が地権者です。

一枚めくっていただくと、作手菅沼地区が新たに土地改良事業に参加する計画の概要書がございます。

右側1ページの第1節、事業の種類に記載のとおり、用水と暗渠排水を整備する予定です。 4ページが計画概要図となります。

この土地改良事業につきましては、整備計画もできており、また県営事業への参加となるため、特段支障等はないと思われることから、第130号議案につきましては、許可することを原案といたします。

事務局の説明が終わりました。ただいまから、質疑に入りますが、当議案は当方が「農業委

員会等に関する法律」第31条の規定により議事参与の制限を受けますので、議事参与の制限 を受ける案件ですので、職務代理に進行をお願いします。

(議長退室)

職務代理 議長にかわりまして、進行をさせていただきます。それでは、質疑に入ります。発言のある

方は挙手をお願いします。

職務代理 ご発言もありません。採決を採りたいと思います。

第130号議案について、賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成多数)

職務代理 第130議案について、原案のとおり決定いたします。事務局は議長を入室させてください。

(議長入室・着席)

議長 次に、第131号議案令和5年度の目標及び達成に向けた活動計画についてです。事務局より

説明をお願いします。

事務局 (議案書のとおり説明)

議 長 それでは、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

ご発言もありません。採決を採りたいと思います。

第131号議案について、賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議長 第131議案について、原案のとおり決定いたします。

次に報告事項に入ります。

事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案書のとおり朗読)

以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。

報告事項について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。

議 長 ご意見等ないようです。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。

以上をもちまして第31回新城市農業委員会総会を閉会いたします。

長時間ありがとうございました。